

「京都市商店街等消費者還元支援事業補助金」補助対象事業の募集について

京都市では、市内の商店街や団体等が実施する、「プレミアム付商品券の発行」や「ポイント還元事業」をはじめ、「事業者の売上に直結するとともに、消費者に還元され、生活の支援につながる事業」に対して、「京都市商店街等消費者還元支援事業補助金」を創設し、補助対象事業を募集しますので、お知らせします。

本補助金は、コロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者及び生活者への支援を目的とするものです。

1 募集概要

(1) 補助対象者

商店会、小売市場、小売・サービス事業者が加盟の中小商業団体等、商業者グループ*のうち、次の要件を全て満たすものとする。(その他要件あり。詳細はホームページ・交付要綱を御参照ください。)

ア 主たる事務所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じるものとして認められること。

ただし、商業者グループについては、構成員の全てが市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じるものとして認められること。

イ 補助対象者（団体）名義の銀行口座を有していること。

ウ 設立が令和4年8月31日以前であること。

〔 ※ 「商業者グループ」…市内で小売業，サービス業その他の事業を営む5以上の中小企業等で構成されるグループ 〕

(2) 補助対象事業

補助対象事業	補助対象経費
ア 補助対象者が実施する、事業者の売上に直結する事業で、かつ、市内又はオンラインで実施され、市民による購買又はサービス享受が可能な事業 【例示】 ・プレミアム付商品券の発行 ・ポイント還元事業 ・クーポンチケットの発行 ・歳末セール・抽選会・買物スタンプラリーの開催 等	① 事業費 ・商品券のプレミアム分や還元ポイント分 プレミアム分の付与率及びポイント還元率の上限は30%とする。 ※割引クーポン等の割引分等は対象外 ・景品代 (景品表示法の範囲内かつ市内からの購入品に限る。) ② 事務費 広報費(商品券等のデザイン・印刷費，チラシ作成費，その他広告宣伝費)，委託費(商品券の発行・販売委託，換金事務委託，システム利用，事業運営委託)，消耗品購入費 等
イ アに記載の事業を実施するために必要な新型コロナウイルス感染症対策に係る経費 (総事業費の2分の1以内)	施設清掃や衛生対策に必要な消毒用アルコール，マスク，除菌スプレー，空気清浄機，パーテーション，仕切り板，サーモグラフィー 等

(3) 補助金額

ア 補助率 9/10以内

イ 補助上限額^{※1}

構成員数	補助上限額
50以上	200万円
30～49	150万円
10～29	100万円
10未満	50万円

〔※1 プレミアム付商品券の発行又はポイント還元事業を実施する補助対象者に対しては補助上限額を2倍に引き上げます。〕

※2 先着順での受付ではありません。ただし、予算の上限に達した場合は、按分した補助金額を交付する（申請金額から減額する）場合があります。

※3 本市の他の補助金の交付を受ける(受けた)方は、それぞれの補助金と同一事業については、申請することができません。

(4) 事業対象期間

令和4年7月1日（金）～令和5年1月31日（火）

(5) 申請受付期間

令和4年7月1日（金）～同年8月31日（水） ※郵送の場合は当日消印有効

(6) 申請方法

申請書類：申請書，定款又は会則，構成員名簿，団体名義の通帳の写し，見積書等
受付方法：郵送又はE-mail

(7) 審査結果の通知

申請受付期間終了後に審査を行い、交付・不交付決定通知書を各申請者に送付します。

(8) その他

- ・御不明な点や御検討中の取組内容等については、随時御相談ください。
- ・記載事項に虚偽が判明した場合等は、補助金の返還を求めます。
- ・事業の実施に当たっては、十分な感染症対策を講じていただきます。

2 申請書等

申請書類は商店会や団体等に送付するほか、ホームページにも掲載しますので、必要な場合は下記からダウンロードしてください。

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000299856.html>

3 申請書等の提出先（郵送又はE-mail）

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

E-mail：chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp

宛名：京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室 商業振興担当

4 お問い合わせ先

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（担当：宮田，植木，羽室）

電話（075）222-3340